

兵庫県立工業技術センター 県政推進員（兵庫県会計年度任用職員）募集

主に補助的・定型的な業務を担う一般職の非常勤職員の募集です。

- ・受付期間 令和4年5月27日（金）～令和4年6月9日（木） [必着]
- ・書類審査結果 令和4年6月10日（金）発送
- ・面接試験日 令和4年6月17日（金）
- ・任用期間 令和4年7月 1日（金）～令和5年3月31日（金）
- ・勤務場所 兵庫県立工業技術センター（神戸市須磨区行平町 3-1-12）

1 募集職種、採用予定人員等

職名	採用予定人員	主な職務内容	勤務形態
県政推進員	1人	県政推進に係る定型的業務（窓口対応・庶務業務、資料整理、資料作成等）	週29時間 （7時間15分×週4日）

2 受験資格

- (1) 令和4年4月1日現在で18歳以上の方（年齢の上限はなし）
- (2) 任用の日に兵庫県立工業技術センターに勤務可能な方
- (3) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項のいずれにも該当しない方
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者
- (4) Word、Excel 等のパソコン操作ができる方

3 選考方法

- (1) 選考方法
書類審査及び面接試験による選考
- (2) 書類選考結果発表
令和4年6月10日（金）頃に郵送
- (3) 面接選考
 - ① 日時
令和4年6月17日（金）
※試験時間は書類審査後、書類審査合格者に、別途お知らせします。
 - ② 場所
兵庫県立工業技術センター内 会議室
〒654-0037 神戸市須磨区行平町 3-1-12 TEL: 078-731-4192

4 申込先及び申込方法

下記まで持参又は郵送で市販の履歴書（写真を貼付したもの）等を提出してください。

兵庫県立工業技術センター総務部（技術交流館 1 階）[Tel:078-731-4192]

郵送の場合の送付先住所…〒654-0037 神戸市須磨区行平町 3-1-12

5 合格発表

- (1) 書類審査結果：郵送のみ（6月15日までに到着しない場合は電話で連絡して下さい。）
- (2) 面接審査結果：合格者のみ電話及び郵送。不合格者へは郵送。

6 採用予定時期

採用日は原則として令和4年7月1日（金）です。

7 任用期間

令和4年7月1日～令和5年3月31日です。

8 勤務条件等

- (1) 基本報酬（地域手当に相当する報酬を含む）
月額 126,700 円～133,400 円
※ 報酬額の算定は、国、地方公共団体等公共的団体の職歴により個別に決定します。なお、報酬額の個別照会には応じられませんのでご了承ください。
※ 基本報酬の額は、職務内容等に応じて一部変動する可能性があるほか、正規職員の給与改定を受けて変更されることがあります。
- (2) 加算報酬
地域手当に相当する報酬あり。
- (3) 期末手当
年間計 1.2 月（12 月期 1.2 月（在職期間に応じた割り落としあり））
※ 任期が 6 カ月以上、勤務時間が週 15 時間 30 分以上の方が対象
※ 期末手当の支給月数は正規職員の給与改定を受けて変更されることがあります。
- (4) 通勤交通費
正規職員に準じて、実費相当分を支給します。（支給限度額の設定あり）
- (5) 勤務曜日及び勤務時間
原則、月・水・木・金曜日の 9:15～17:30（休憩 1 時間）【週 29 時間週 4 日勤務】
- (6) 休暇
年次有給休暇（時間単位の取得が可能）
その他、夏季休暇（有給・週 3 日以上勤務）等任用条件に応じた各種休暇（有給・無給）あり
- (7) 社会保険
健康保険、厚生年金保険、雇用保険 ※週の勤務時間等、要件を満たす場合に加入
- (8) 条件付採用
改正地方公務員法（令和 2 年 4 月 1 日施行）第 22 条第 1 項及び第 22 条の 2 第 7 項の規定に基づき、採用は条件付とし、採用後 1 月間を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。

9 その他

- (1) 受験資格がないこと又は記載した書類や口述した内容に虚偽や不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。
- (2) 地方公務員法に基づく一般職の地方公務員として服務の規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。
- (3) 営利企業への従事(兼業)を行うことができますが、兼業についての届出が必要になります。また、以下のような場合に該当しないよう注意してください。
 - ・兼業先の業務が、信用失墜行為にあたるおそれがある場合。
 - ・兼業先の業務が、公務の公正な遂行を害するおそれがある場合。
 - ・兼業先の業務が、職務の遂行に支障を来すおそれがある場合。
- (4) 組織改編等により、配属先や業務内容に変更が生じることがあります。
- (5) 日本国籍を有しない方も応募できますが、就職が制限される在留資格の場合には採用されません。